

尾張旭市監査公表第5号

令和元年12月26日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、令和2年1月30日付け1都第368号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

都市整備部都市計画課

監査の指摘事項	措置状況
行政財産目的外使用許可申請に対し、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて許可をしている。	行政手続法に基づく適切な事務処理をするよう改善します。